



篠栗町監査告示第 1 号

定期監査結果の指摘事項に対する措置の結果を、ここに告示する。

令和3年5月19日

篠栗町監査委員

石 内 清 之

同

今長谷 武 和



地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第15項に規定の規定により、
篠栗町長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知に
係る事項を別紙のとおり公表するもの。

3 築 財 第 168 号
令和 3 年 4 月 23 日

篠栗町監査委員 様

篠栗町長 三浦 正
(財政課)



定期監査における勧告事項改善報告書の提出について

令和2年11月 30 日付令和2年度定期監査結果報告書(事務監査)において、勧告を受けた事項について、別紙のとおり措置いたしましたので報告いたします。

定期監査における勧告事項改善報告書

【勧告事項】

随契見積書の徴取方法(財務規則第112条)の見直し(財政課)

工事や業務委託、物品調達等において随意契約によるときは、篠栗町財務規則第112条により、3者以上から見積書を徴収するようになっている。

しかし、同条ただし書きにより、下記の同条の(1)から(4)のいずれかに該当するときは1者から見積書を徴するものとするとなっている。

このため、同条の(3)の「1件の契約金額が10万円未満のとき」には、1者だけから見積書を徴しているが、それが割高と思われても、さらに別の者から見積書を徴することができない。

また、同条の(4)の「3者以上から見積書を徴することが適当でないと認めるとき」には、2者から見積書を徴することができても、1者からしか見積書を徴せない。

よって、同条の(3)に該当する場合は2者以上から、また、同条の(4)に該当する場合は2者からでも見積書を徴することができるよう篠栗町財務規則第112条を改定されたい。

<篠栗町財務規則>

第112条 契約権者は、随意契約の方法により契約を締結しようとするときは、契約書案その他見積りに必要な事項を示し、3者以上から見積書を徴さなければならない。ただし、次の各号の1に該当するときは、1者から見積書を徴するものとする。

- (1) 契約の目的又は性質により契約の相手方が特定されるとき。
- (2) 市場価格が一定している場合であって、一般競争入札又は指名競争入札に付する必要がない物品を購入するとき。
- (3) 1件の契約金額が10万円未満のとき。
- (4) 3者以上から見積書を徴することが適当でないと認めるとき。

【措置内容】

下記のとおり篠栗町財務規則第112条を改正し、令和2年12月14日付けにて公布いたしました。

<参考>

篠栗町財務規則の一部を改正する規則

篠栗町財務規則(平成10年規則第6号)の一部を次のように改正する。

第112条第1項ただし書中「徴するものとする」を「徴すれば足りる」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

資料

篠栗町財務規則（平成10年規則第6号）

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
(見積書の徴取) 第112条 契約権者は、随意契約の方法により契約を締結しようとするときは、契約書案その他見積りに必要な事項を示し、3者以上から見積書を徴さなければならない。ただし、次の各号の1に該当するときは、1者から見積書を徴するものとする。	(見積書の徴取) 第112条 契約権者は、随意契約の方法により契約を締結しようとするときは、契約書案その他見積りに必要な事項を示し、3者以上から見積書を徴さなければならない。ただし、次の各号の1に該当するときは、1者から見積書を徴すれば足りる。
(1)～(4) (略)	(1)～(4) (略)
2 (略)	2 (略)